平成２８年（フ）第８７５号
福岡県春日市大和町４丁目10番地１　ビクトリー大和201号
破産者　斉藤　健一
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８８３号
福岡市博多区光丘町１丁目３番19―105号
破産者　横尾　隆児
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９１７号
福岡市博多区上牟田１丁目18番９―2201号、前住所川崎市川崎区元木２丁目２番22―803号フェニックス川崎弐番館
破産者　井上　孝徳
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２２４号
福岡県久留米市善導寺町飯田675番地１　ハイツ中町Ｂ―202号
破産者　田中　成一
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１２３号
福岡県久留米市大石町265番地８　暖ったか館久留米大石町、破産手続開始決定時の住所福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1652番地１上高橋団地５
破産者　地金屋本舗こと　矢永　精廣
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６号
長崎県長崎市高城台２丁目18―28番地、住民票上の住所長崎県長崎市田中町1102番地　東長崎七福マンション102号
破産者　鈴木　　靖
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８０号
長崎県長崎市大浦町４番10―302号
破産者　松田　信子
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
長崎県西海市西彼町下岳郷1155番地
破産者　村井シズカ
１　決定年月日　平成28年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
岩手県久慈市侍浜町北野第10地割216番地
破産者　浜坂　裕也
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第９７号
宮城県大崎市古川字青塚161番地１グレース古川203号、従前の住所福島県伊達郡川俣町大字羽田字宮ノ脇62番地の９
破産者　菅野　丈司
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第４６号
福島県田村郡小野町大字浮金字舘207番地
破産者　**德**田　恵美
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２８０号
横浜市中区本牧緑ケ丘25番地　ハイツ緑ヶ丘102号室
破産者　金子　弘幸
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５号
神奈川県大和市福田３丁目10番地５　広瀬マンション202号
破産者　市野　隆司
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６号
神奈川県大和市中央６丁目12番４号　グループホームゆらり大和、開始決定上の住所　神奈川県大和市福田３丁目10番地５　広瀬マンション202号
破産者　市野　欣子
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６９号
千葉県柏市明原３―18―５　グランドヒル明原103号室、住民票上の住所横浜市都筑区茅ケ崎南５丁目10番５号
破産者　高橋実知子
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６６号
横浜市緑区台村町694番地４
破産者　阿藤　裕之
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８６７号
横浜市緑区台村町694番地４
破産者　阿藤留美子
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７３号
横浜市港北区日吉本町２丁目45番Ｈ―107号
破産者　林　　延明
１　決定年月日　平成28年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部